

ひょうご住まいの耐震化促進事業  
「耐震改修計画・工事費パッケージ型補助」に係る  
協力事業者グループ（設計事務所＋施工業者）の  
登録申請について

## 1 趣旨

兵庫県耐震改修促進計画に基づき、令和7年度の住宅の耐震化率97%の目標達成を確実なものとするため、民間事業者と県・市町が連携した取組が必要不可欠となっています。

このたび、民間事業者が持つ高い技術力と経験・知識を活かし、木造住宅の耐震化工事の更なる促進を図るため、令和5年度から、ひょうご住まいの耐震化促進事業に「耐震改修計画・工事費パッケージ型補助」メニューを追加しています。

このパッケージ補助などを進めるため、協力事業者グループ（設計事務所＋施工業者）の募集を開始します。

## 2 募集条件

### (1) 事業者グループに求める取組

県・市町と連携して次のことに取り組んでください。

ア これまでの経験などを活かし、潜在的な需要の掘り起こしや簡易耐震診断を受けた後に工事に進んでいない県民へのフォローアップなど、市町と連携して積極的に行ってください。

イ 高い技術力と創意工夫（低コスト工法等による工事費の削減など）により、耐震改修の設計から工事までを一貫して1年以内に完了（年間目標10戸以上）するように取り組んでください。

（パッケージ型補助以外の「簡易耐震診断推進事業」や「ひょうご住まいの耐震化促進事業（簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事等）」の積極的な活用も期待しています。）

### (2) 登録要件

ア 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」を十分に理解し、県や市町と連携して誠実に民間住宅の耐震化に取り組む意志があること。

イ 倫理規程を遵守し、留意事項に同意すること。

ウ 事業者グループは、次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たし、計画策定を行う事業者（設計事務所）及び改修工事を行う事業者（施工業者）で構成すること。

（※事業者で計画策定及び改修工事を行える場合も登録可能。）

(ア) 「地域型住宅グリーン化事業<sup>※1</sup>」の一のグループを構成する事業者で構成するグループ

(イ) 「住宅リフォーム事業者団体登録制度<sup>※2</sup>」の登録を受けた一の団体を構成する事業者で構成するグループ

(ウ) 兵庫県簡易耐震診断員を有する事業者、兵庫県建築士会の会員を有する事業者、兵庫県建築士事務所協会に属する事業者又は住宅改修業者登録<sup>※3</sup>を受けている事業者を含むグループ

エ 事業者グループには、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」による計画策定の実績を有する事業者及び改修工事の実績を有する事業者を含むこと。

オ グループを構成する事業者には、建築士法、建設業法その他法令又は条例に違反し処分を受けた場合、その処分が終了した日から起算して1年を経過しない者が含まれないこと。

※1：住宅建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱第4条第2号の地域型住宅

グリーン化事業をいう。

※2：住宅リフォーム事業者団体登録規程（平成26年国土交通省告示第877号）第3条の登録をいう。

※3：住宅改修事業の適正化に関する条例第3条による登録をいう。

### 3 事業者グループの取組に対する県のサポート

事業者グループの活動に対して、次のことを県がサポートします。

- ① 登録事業者グループであることを県のHPに公表します。
- ② 登録事業者グループであることを示すロゴマークを名刺、チラシ、HP等に表示して活動できるようにするなど、事業の促進につながる活動を支援します。
- ③ 県や市町が事業実施のPRを行う際に、事業者グループの取組等を周知します。
- ④ 市町が実施する個別相談会やイベントへの参加を依頼するなど、連携した取組ができるよう、県が支援します。

### 4 申請

#### (1) 申請方法

電子メールにて提出してください。

※応募のあった事業者グループには、順次、ヒアリングを実施します。

#### (2) 提出書類

ア 申請書

イ 2(2)登録要件ウ、エが確認できる書類

#### (3) 提出先

兵庫県まちづくり部 建築指導課 防災耐震班

TEL：078-362-4340（直通）

E-mail：[kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp)

#### (4) その他

内容についての質問は、上記提出先までお問い合わせください。

登録した事業者グループについて、県のHPに公表します。